

# 名古屋大学における安全保障輸出手続き

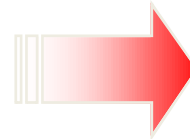
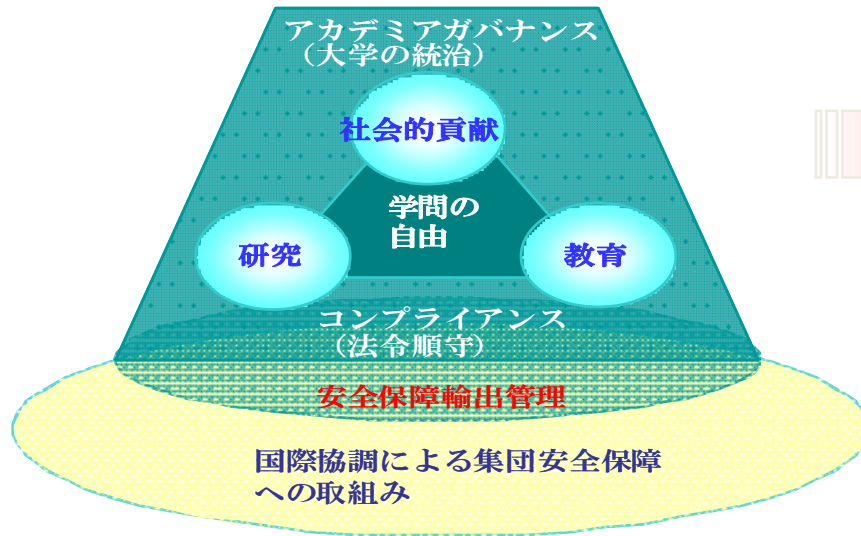
1. 学問の自由と安全保障輸出管理
2. 安全保障輸出管理体制
3. 輸出管理学内手続き概要
4. 貨物の輸出手続き
5. 留学生・外国人研究者等の受入れ
6. おわりに



- ◆本テキストは、名古屋大学における安全保障輸出管理とその手続きの概説をしています。
- ◆初めて受講する方は、『**安全保障輸出管理の概要**』（輸出管理の制度・仕組みについて）から受講ください。

名古屋大学 輸出管理事務局  
(2015年10月 第1版)

# 1 学問の自由と安全保障輸出管理



学問の自由を守るために大学における管理体制が必要



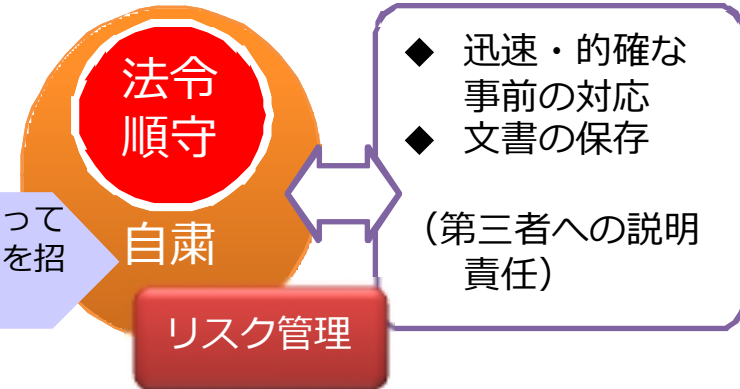
利益相反マネジメントと同様に、組織として個々の研究者が安心して大学のミッション（教育・研究・社会的貢献）を更に発展させるためのリスクマネジメント！

## ● 大学における安全保障輸出管理の目的

1. 法令遵守→外為法・通知等

2. 大学としての社会的責任の全う  
海外の軍・国防及びこれらと取引のある大学・研究機関・企業などとの取引は慎重に！

たとえ合法であっても、社会的批判を招く恐れがある

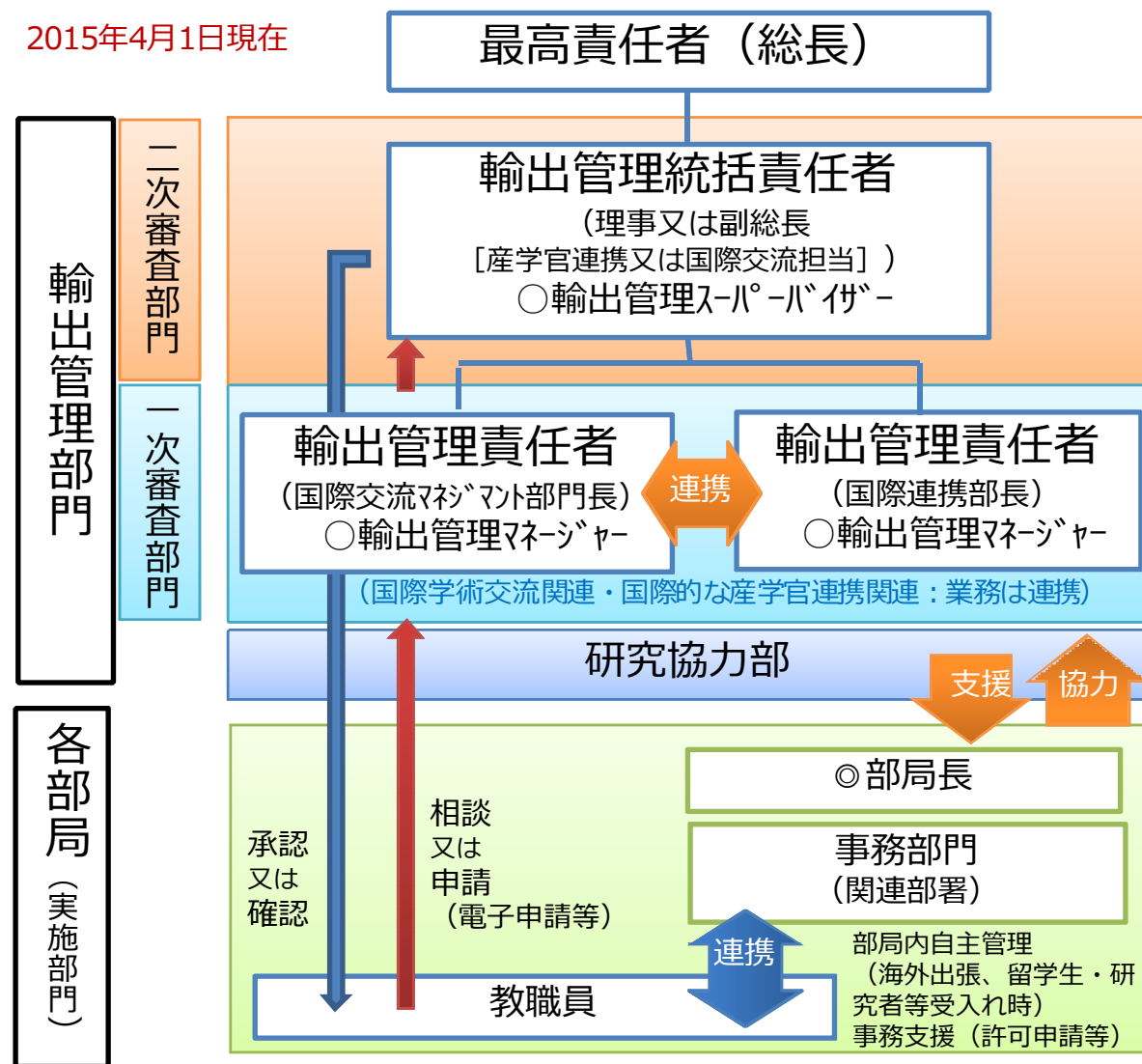


Check!

◆ 輸出管理の目的は、教員の研究・教育推進、学問の自由を守ること

## 2 安全保障輸出管理体制／業務

2015年4月1日現在



- ①基本方針・施策の決定
- ②重要事項に関する決定

- ①輸出管理体制及び業務の統括
- ②規程・要領等の制定・改廃
- ③二次該非判定・最終確認
- ④取引審査・確認
- ⑤経産省への相談
- ⑥経産省への許可申請支援
- ⑦教育・監査
- ⑧政省令等改正など周知徹底

- ①輸出管理業務の統括
- ②一次該非判定・確認
- ③取引審査・確認
- ④教職員等への相談対応
- ⑤教職員等への教育

- ①輸出管理事務

- ◎部局員に対する周知徹底
- ◎監査、調査等に対する協力
- 輸出管理部門への協力
- 教職員に対する事務支援
- 部局での自主管理案件の管理

- 輸出管理手続きの実施
- 事前確認、一次判定

Check!

◆教職員は直接輸出管理部門へ申請 リスクが低いものは部局の自主管理

# 3-1 輸出管理 学内手続きフロー①

1

海外や外国人とのコンタクトが発生

- ①海外から訪問者、外国人研究者、留学生受入れ
- ②海外出張、海外へものを発送、海外へメール等



2

輸出管理が必要な場合か？

必要な場合の例

- ①受入れ後に技術の提供がある
- ②海外へ機材等を持ち出す
- ③海外で技術発表や指導を行う 等

淡

3

電子申請が省略できる場合か？

必要

省略できない場合の例

- ①設計・製造・使用の技術である
- ②未公開（公知でない）の技術である
- ③自己使用のパソコン・携帯電話以外等

濃淡管理

濃

4

電子申請する

省略できない

手続きフロー (2) へ

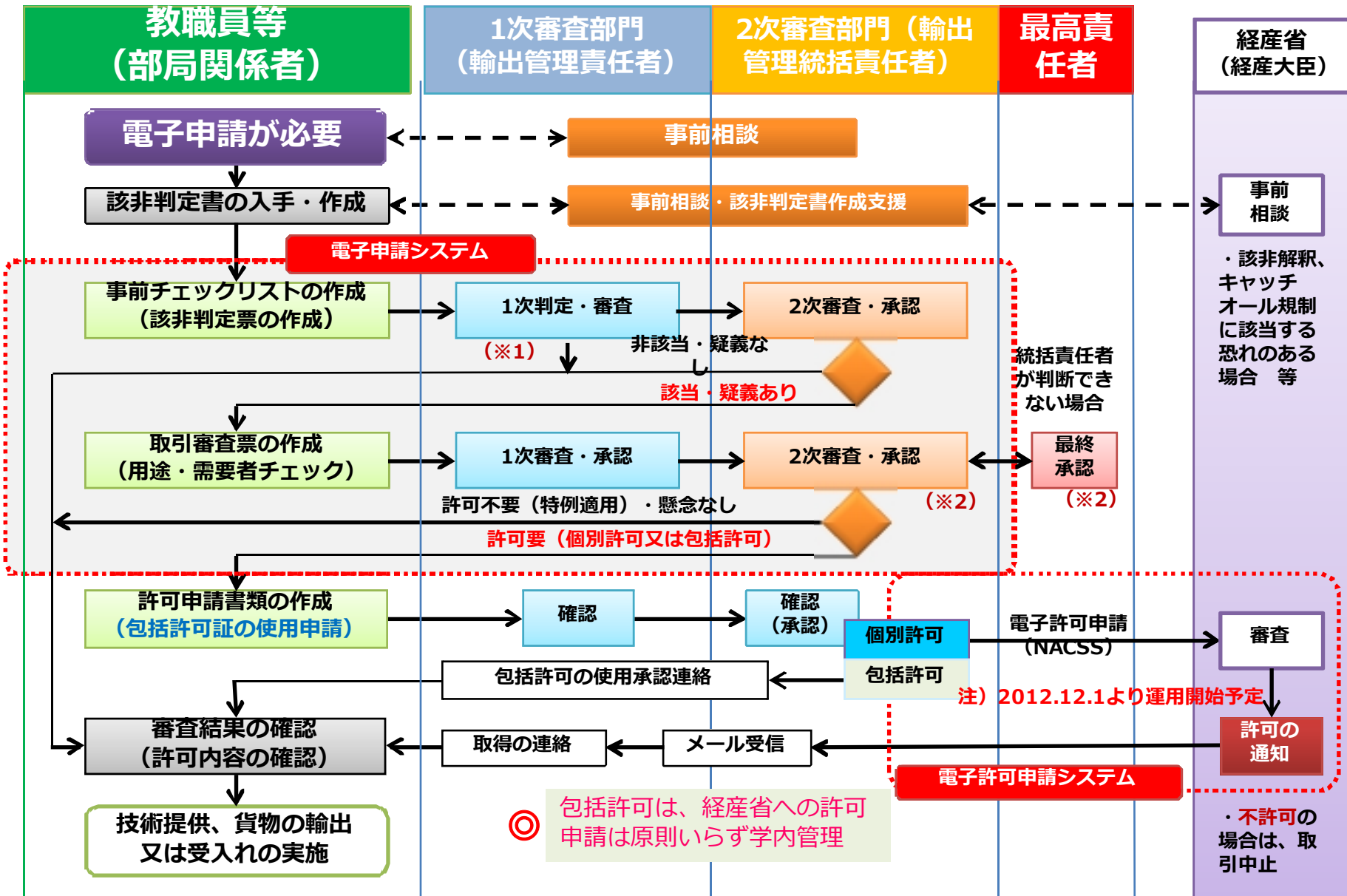
詳しくは、以下を利用して確認する。

- ①電子申請要否の事前確認シート
- ②輸出管理ホームページの情報



# 3-2 輸出管理 学内手続きフロー②

電子申請必要な場合



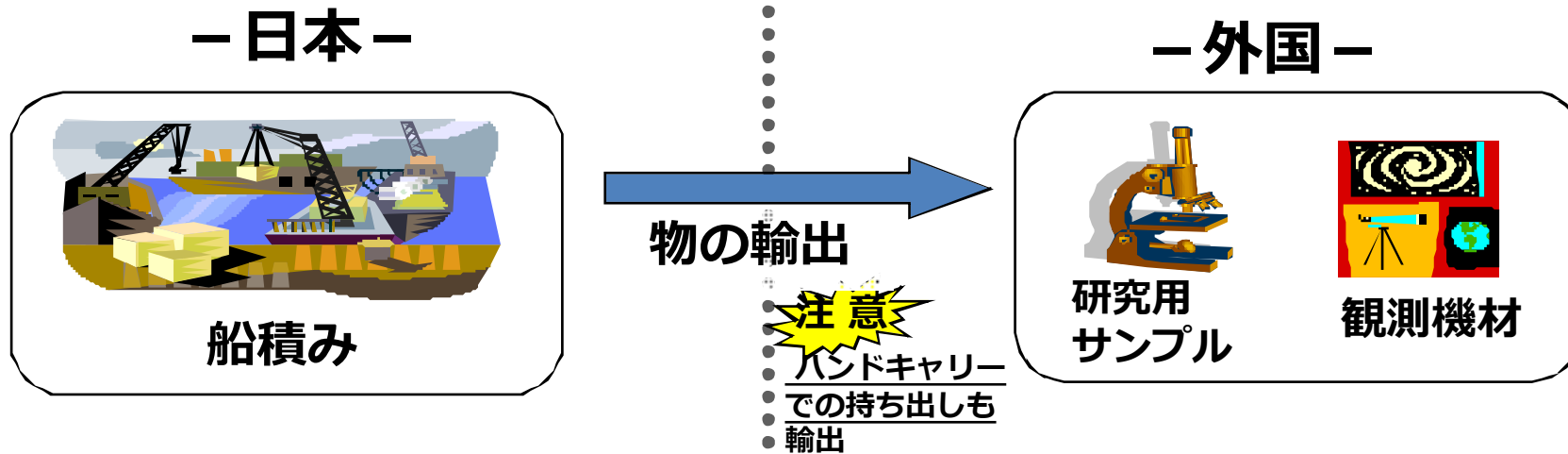
(※1) 事前チェックリストのチェック結果により、2次審査省略する場合がある。  
 (※2) 不承認の場合は、取引 (技術提供・貨物の輸出) を中止する。

# 貨物の輸出に係る規制

2

輸出管理が必要な場合か？

経済産業省 安全保障貿易管理説明会(H25.10)資料より



## 大学で発生する貨物の輸出の機会と例

機会	主な具体例
<ul style="list-style-type: none"><li>留学生・外国の研究者への研究指導</li><li>外国の大学や企業との共同研究</li><li>外国からの施設見学</li><li>外国で開催される展示会やシンポジウム</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 実験装置の貸与</li><li>● サンプル品の持ち出し</li><li>● 自作の研究資機材を携行</li></ul>

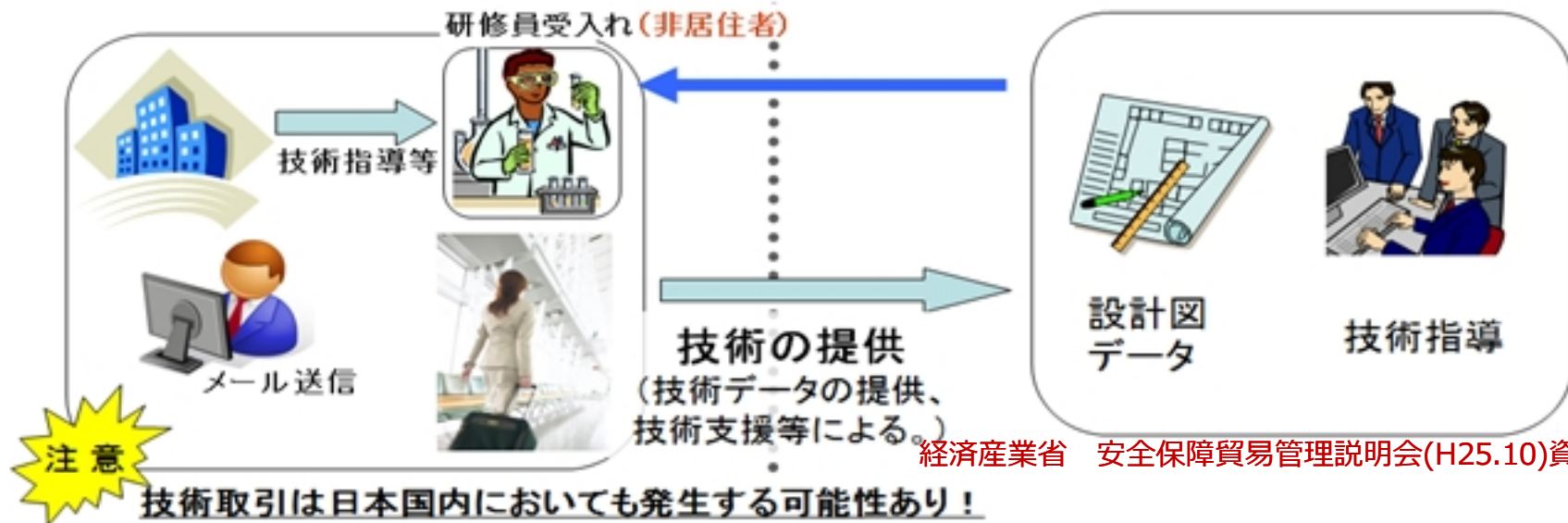
Check!

- ◆ 海外出張時の携行品はチェックしましたか？
- ◆ 国際宅急便、国際郵便などを利用する場合は、輸出管理が必要！

# 技術の提供に係る規制

2

輸出管理が必要な場合か？



## 大学で発生する技術の提供の機会と例

主な機会	主な具体例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・留学生・外国人研究者へ研究指導</li> <li>・外国の大学や企業との共同研究</li> <li>・外国からの施設見学</li> <li>・外国の研究者などが参加する非公開の講演会・展示会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○技術情報をFAXやUSBメモリを用いて提供</li> <li>○電話や電子メールでの提供</li> <li>○授業、会議、打合せ</li> <li>○研究指導、技能訓練</li> <li>○研究施設の見学</li> <li>○工程説明、資料配付</li> <li>○技術情報の口頭説明やパネルに展示する</li> </ul>

**Check!**

- ◆ 技術の提供は大学内のいたるところで発生！
- ◆ 海外出張での持出し、留学生等への指導、国際電話、メールなども注意！





## 4-1-2 遺伝子・生物の自己チェックについて

電子申請による審査・承認を省略し、自己チェックとチェック記録の保存によって、学内手続きを完了することができる。

※自己チェックによる省略を行うには、法令改正後一度は「遺伝子」等の電子申請が必要



#### 4. 遺伝子（染色体、ゲノム、プラスミ及びベクターを含む）又は生物（微生物）の自己チェックの結果、"電子申請省略可"と判

##### 遺伝子・生物等の自己チェックはこちら

上のボタンを押すと、「自己チェック画面」が表示されます。確認してください。省略した場合は、「自己チェック手順」のワンポイント解説

##### 自己チェック画面に入る前に

少なくとも、以下5項目のいずれかに該当する場合は、対比表を作成し電子申請してください。

- ①対象物が「ウイルス」「細菌」「菌類」
- ②送り先がホワイト国（米国、カナダ）
- ③最新の法令改正後に、遺伝子・生物
- （下にある「電子申請実績のある教職
- ④需要者（遺伝子等の提供先）が大学
- ⑤自己チェック又は自己管理に不安が

次の①～⑤の「遺伝子」「生物」の輸出は自己チェック可能

- ①対象物が「ウイルス」「細菌」「菌類」若しくは「これらのサブユニット」以外の「遺伝子」「生物」
- ②送り先がホワイト国（米国、カナダなど27ヶ国）
- ③最新（平成27年10月1日施行）の法令改正後に、遺伝子・生物等に関する電子申請をしたことがある（「電子申請実績のある教職員リスト」で確認）
- ④需要者（遺伝子等の提供先）が大学または過去に交流がある
- ⑤自己チェック又は自己管理に不安がない

#### 自己チェック画面

##### 遺伝子・生物等の自己チェック

###### A. 輸出する遺伝子・生物等が規制されていないかのチェック

A1	ウイルス、細菌、毒素、菌類、及びこれらのサブユニットではない。
A2	第六号（以下）の遺伝子ではない。 【第六号規制内容】 第一号、第二号若しくは前号に該当するものの核酸のうち病原性を発現させるもの又は第三号若しくは第四号に該当するものを産生させる核配列を有する遺伝子（染色体、ゲノム、プラスミド、ポゾン及びベクターを含む。）
A3	第七号（以下）の生物（微生物を含む）ではない。 【第七号規制内容】 第一号、第二号若しくは前号に該当するものの核酸のうち病原性を発現させるもの又は第三号若しくは第四号に該当するものを産生させる核配列を有するように遺伝子を改変した生物（微生物を
A4	輸出令別表第一の1項（14）で規制される「生体高分株、生体触媒、ベクター」ではない

#### 自己チェック[遺伝子・生物等]の結果

作成日 2015年9月30日

・自己チェック画面で、質問に「はい」「いいえ」で回答  
・輸出する「遺伝子・生物」の取引情報を入力  
→ チェック画面を印刷またはPDF保存し自己管理（申請は不要）

# 4-2 (Step-2) 電子申請前の準備 / 該非判定と根拠資料

電子申請前に、  
**該非判定及び該非判定根拠資料**  
 (該非判定書やカタログなど)  
**入手・作成 (電子申請時添付)**  
**購入品：メーカー判定入手 (⇒電源)**  
**自作品：本学で自主判定 (⇒遺伝子)**

**該非判定：リスト規制 (1~15項) 該当か判定**

＜該非判定書の種類＞  
 自己判定書 / 項目別対比表  
 / パラメーター / 非該当証明書 等

○輸出や提供時の法令による最新版のものを準備して下さい。  
 ○輸出管理部門が協力いたしますので不明点あればご連絡下さい。

2012年 6月 21日

国立大学法人 名古屋大学 御中

株式会社  
 輸出管理統括  
 取締役 [署名]

輸出令別表第二品目・該非判定書

拝啓 貴社ますます御隆昌の段お喜び申し上げます。  
 毎々稀別のお引立てを賜りまして、厚く御礼申し上げます。  
 さて、お問い合わせのありました下記商品について、輸出貿易管理令・別表第一の中欄に掲げる貨物に該当するか非が判定いたしましたので、ご連絡致します。  
 ご査収の程よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

記

形式	品名	輸出令別表第一 外為令別表の検討	1~15項 判定結果 非該当 (項目別対比表添付)	16項 該当
ISP-90	スクロール真空ポンプ	3-(2)の9 省令第2条の2 九 2-(35) 省令第1条 四十 4-(5) 省令第3条 六		

仕向地：(韓国)

2012年4月1日施行政省令等対応

追記 【該非判定書にある判定結果に対する補足説明】

- 輸出貿易管理令別表第1の1から15の項及び外国為替令別表1から15の項に定める規制貨物等に該当するか否かの判定を示します。判定が該当の製品を輸出する場合、事前に経済産業大臣の輸出許可を取得する必要があります。
- キャッチオール規制について  
 同じく輸出貿易管理令別表第1の16項及び外国為替令別表16項に記載され、食料品、木材等の一部品目を除く全品目については規制対象品目に当たり、キャッチオール規制に  
 基づき、輸出貨物等が輸出先、用途、需要者等取扱いにおいて大量破壊兵器等に使用される  
 事を知った場合、又はその恐れがあると知った場合は、輸出許可が必要になります。  
 輸出許可申請の必要性の判断は輸出者が行うことになっておりますのでご承知おき下さい。

## メーカー発行の該非判定書 (例)

対比表 (輸出貿易管理令 別表第1)

別1項番	判定欄	注釈	記入欄
2012.08 (1/1) 次に掲げる貨物であって 経済産業省令で定める仕様のもの 2-(25)タンガステン、タンガステンの炭化物 又はタンガステン合金の一次製品 (円筒形のもの、半球形のもの 又はこれらを組み合わせたものに限る。)	判定欄		
[省令]第1条 輸出令別表第1の2の項の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。 〔三〕 タンガステン、タンガステンの炭化物 又はタンガステンの含有量が全重量の90パーセント を超える合金であって、 質量が20キログラムを超え、 かつ、内径が100ミリメートル超 300ミリメートル未満の円筒形のもの 若しくは中空の半球形のもの 又はこれらを組み合わせたもの (おもりに又はガンマ線のコリメータ用に設計された ものを除く。)	該当 ○ 非該当 × 対象外 △		・タンガステンである。 数値 ( 純度 99.95% ) 数値 ( 約3グラム ) 数値 ( 直径30mmの円板 )
	← - →	除外	
作成責任者：(作成年月：2012年 8月 20日)		判定結果 <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	
機関名 国立大学法人 名古屋大学 所属 *****研究科 *****専攻 教授 (フリガナ) (カクタ シシ) 氏名 名古屋 本部 電話 052-*****		該当項番 ① 輸出令別表第1の項番 [ ] ② 輸出等省令の条項号等の番号等 [ ]	

## 本学で作成の該非判定書 (例)

# 4-3 電子申請 / 安全保障輸出管理HPへ接続

(名古屋大学HP)  
学内専用

(教職員向け内)  
安全保障輸出管理

学術研究・産学官連携推進本部

名古屋大学

研究者の方へ (学内専用) | 大学院生・ポストドクの方へ | 産業界・地方自治体の方へ | URA・コーディネーターの役割

ホーム > 研究者の方へ > 安全保障輸出管理

**安全保障輸出管理**

学内メニュー  
学内専用

- 電子申請** > 初めて電子申請される方へ
- 学内手続きについて > 電子申請が省略できる場合 > 該非判定関連
- 留学生等の受入れ > 受入れ用チェックリスト > バンフレット (受入れ関連)
- 許可申請手続き > 学内相談窓口 > Q&A
- 形式/記入例 > 通関・ハンドキャリー > e-Learning (準備中) > English (Export Control)

戻る

【ログイン方法】  
下記に留意の上、ログインしてください。

電子申請システム

ユーザID: ab1234567  
パスワード: .....  
初期画面: 安全保障輸出管理

ログイン

Copyright 2008 Fujii Electric Systems Co.Ltd

**ユーザID  
パスワードともに、  
名大IDをいれて下さい。**

ユーザID: aboooooooooooo  
パスワード: aboooooooooooo

**ログイン**

**電子申請**

電子申請

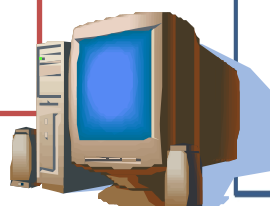
以下の説明を読み、準備が完了しましたら、ログインしてください。

**ログイン**

起動環境

- OS : Windows 2000/XP/Vista/7
- ブラウザ : Internet Explorer 6,7,8,9,10

ボタン押し  
ログイン  
準備



ExchangeUSE

電子申請システム

ユーザID  
パスワード  
初期画面: 安全保障輸出管理

ログイン

Copyright 2008 Fujii Electric Systems Co.Ltd

ログイン画面をお気に入り追加する

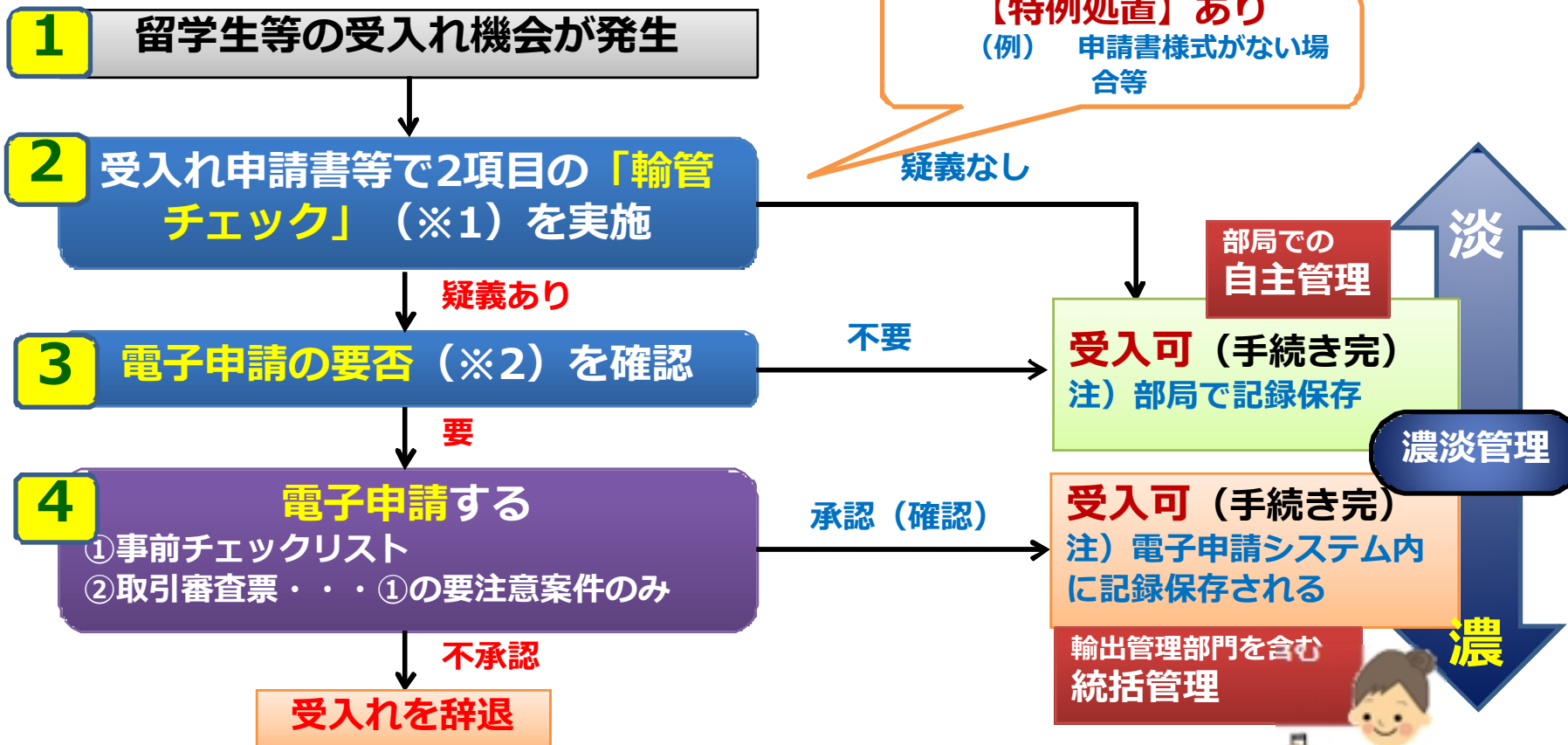
ボタンを押し  
ログイン  
します。





## 5-1 留学生等の受入れ手続き

留学生等・・・外国人研究者・海外からの訪問者を含む



(※1)・・・①外国ユーザーリスト、②その他疑義のある事項

(※2)・・・電子申請要否の事前チェックシート

(※)は、安全保障輸出管理HP (<http://www.aip.nagoya-u.ac.jp/researcher/security/>) 掲載

Check!

- ◆留学生等の受入時、受入れ申請書等で「輸管チェック」しましたか？
- ◆文系学部や学部生の留学生等の場合、電子申請を省略できる時がある

## 5-2 受入れでの事前チェック（輸管チェック）

### 2 受入れ申請書等で2項目の「輸管チェック」（※1）実施

平成 年 月 日

学研究科長 殿

専攻長氏名 \_\_\_\_\_

研究科客員教授・研究員受入れ申請書

(フリガナ) 氏名	国籍
生年月日	年 月 日

受入教員 \_\_\_\_\_

【安全保障輸出管理の事前チェック】

① 外国ユーザーリスト（※）に掲載の企業・組織に所属したか？（はい、いいえ）

② 疑義のある事項（※）に該当するか？（はい、いいえ）

①②とも「いいえ」なら受入可、①②のいずれかが「はい」なら電子申請（※）し承認を得る。  
（※）は、産学連絡推進本部輸出管理課（<http://www.sanzaka.nagoya-u.ac.jp/export/>）に掲載

注） 1）氏名には、日本語（フリガナ）を付し、漢字の場合には、ローマ字を付すこと。



①②の各リストの確認ボタン

- ① 外国ユーザーリスト（※）に掲載の企業・組織に所属したか？（はい、いいえ）
- ② 疑義のある事項（※）に該当するか？（はい、いいえ）
- ①②とも「いいえ」なら受入可、①②のいずれかが「はい」なら電子申請し最終承認を得る。  
（※）学術・産連本部輸管HP（<http://www.aip.nagoya-u.ac.jp/researcher/security/>）

**Check!** ◆HP上のチェックリストを確認しながら、チェック→片方または双方に該当すれば、省略できる場合を除き電子申請が必要！

# 5-3 事前チェック (輸管チェック) 用のリスト

## 留学生等の受入れ用チェックリスト

学内専用

海外からの訪問者・外国人研究者・留学生の受入れに際し、各部署で使用の「受入れ用の申請書等」における「安全保障輸出管理の事前チェック」欄は以下のリストで確認してください。

疑義のある事項左のタイトルをクリックするとリストにジャンプします

リスト	特記事項
外国ユーザーリスト (経産省HP)	外国ユーザーリストに掲載の企業・組織は現在以下の11か国です。 ※アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イスラエル、イラン、インド、北朝鮮、シリア、台湾、中国、パキスタン、香港
疑義のある事項	左のタイトルをクリックするとリストにジャンプします

留学生等の受入れ

①外国ユーザーリストへ

②疑義のある事項へ

注) 経済産業省ホームページ内



### ○疑義のある事項

学内専用

以下の項目にひとつでも該当する場合は、「疑義のある事項」となります。

【チェック時の注意点】

- 過去に所属した経歴がある場合も、該当事項に含める。
- 国・地域については、国籍のほか、出身地、現在の居住地、勤務場所も含める。(複数チェック)

訪問又は留学、研究等の目的が不明又は明確でない

- 派遣元 (機関等)
- 派遣元 (機関等)
- 外国の軍・兵器書
- 外国の軍・兵器書
- 国籍等が輸出令別
- ジボワール、エシ
- [12カ国] ) の時
- 国籍等が輸出令別
- その他、懸念情報
- 合等を含む)

- 留学や研究等の目的
- 派遣元情報
- 軍関係情報
- 国籍 . . . . . その他懸念情報

注) 別に、外部 (非

【総合判定】 上記のいずれかに該当する

はい、 いいえ

Check!

- ◆外国ユーザーリスト掲載機関には大学や研究所も多数含まれている!
- ◆判断は通常入手できる資料 (履歴書、研究計画書、名刺等) をもって行う
- ◆外務省等から該非判定の照会を受けた場合は「疑義ある事項」にあたる



平成 28 年 2 月 2 日

## 研究情報等の秘密管理＜教職員向け＞研修会プログラム

- 日時 : 平成 28 年 2 月 29 日 (月) 13:00～14:30
- 場所 : 野依記念学術交流館 1 階 会議室
- 対象者 : 研究等の秘密情報に関する教職員 (企業と共同研究を頻繁に行う教員、研究・産学官連携  
に  
関係する URA や事務職員 等)

## [プログラム案]

		時間	分	説明者等
0	開会の挨拶	13:00～13:05	5	名古屋大学副総長、学術研究・産学官連携 推進本部長 財満 鎮明
1	秘密管理について (仮)	13:05～14:05	60	独立行政法人 工業所有権情報・研修館 知的財産戦略アドバイザー 境野 良一
2	名古屋大学における研究情報等の管理に ついて (仮)	14:05～14:25	20	学術研究・産学官連携推進本部知財・技術移 転グループ GL、教授 鬼頭 雅弘
3	質疑・閉会	14:25～14:30	5	
			計	90

趣旨説明：不正競争防止法では、大学内部や企業等の共同研究で開示された研究情報・成果について、情報を外部へ流出させた場合、教職員個人に加え、法人も刑事罰、損害賠償が科される場合があります。

産学官連携がさらに深化していくなか、大学自身の研究成果や発明等の研究情報、及び、産学官連携を通じて外部組織から入手する研究情報を取得する機会が増えています。

今回の研修会では、不正競争防止法の制度の概要とポイントに加え、「名古屋大学 産学連携における研究情報管理ポリシー」に基づく必要な学内手続きや注意点を分かり易く説明いたします。

企業と共同研究を頻繁に行う教員、共同研究契約等産学官連携支援に関係する URA や事務職員の方等、研究情報関係に接する機会が多い方は、是非セミナーにご参加ください。